

## 環境審議会議事録

1. 日 時 令和5年7月28日（金） 午前10時00分～午前11時20分

2. 場 所 本庁3階 大会議室

3. 次第

1) 開会

課長（司会）

2) 委嘱状交付（市長が新委員の代表に交付）

3) 市長あいさつ

4) 自己紹介及び職員紹介

5) 所掌事務説明

環境基本条例第22条（所掌事務）をもって説明。

6) 正副会長選任

7) 会長あいさつ

8) 議事・・・議長（会長）

(1) 市環境行政の現状について

・ P1～P20（騒音、振動、悪臭、し尿汚泥処理）担当リーダー：資料により説明

～質疑応答～

会 長：騒音・振動・悪臭の規制区域について

新しい委員さんもいるため、簡単に説明する。騒音規制法の第1種区域と第2種区域が合わさったものが、振動規制法の第1種区域に該当する。騒音規制法の第3種区域と第4種区域が合わさったものが、振動規制法の第2種区域に該当する。騒音規制法の第1種区域と第2種区域が合わさったものが、悪臭防止法のA区域に該当する。騒音規制法の第3種区域は、悪臭防止法のB区域であり、騒音規制法の第4種区域は、悪臭防止法のC区域に該当する。これは都市

計画法ないし住居の利用実態に合わせて規制をするとして、環境省で定めている。

#### P 5 自動車騒音調査結果について

表内に要請限度と環境基準の2つがなぜあるのかを説明する。要請限度は、この基準を超えていて、住民から苦情があった場合は、市長が公安委員会ないしは道路管理者に対し意見を述べるもしくは要請することができる。具体的には、スピード制限や右折禁止などを決めることができる。

要請限度の左側にある環境基準は、黒丸が3つあり、問題があるのではないかと思われるかもしれない。最近の新聞やテレビの報道では、環境基準と規制基準が混同している。環境基準は、行政上の目標値である。基準を超えているから、問題があるというものではない。最近話題になっているのは、リニアモーターカーや新幹線である。新幹線やリニアモーターカーの場合の環境基準は騒音の要請限度に近い、つまり規制基準に近いものである。自動車騒音の環境基準は、行政上の目標値であり、規制基準とは異なる。テレビや新聞では、何でも環境基準を超えているかを報道しているが、環境基準には2種類ある。行政上の目標として施策をするための環境基準と、規制基準に概念が近く、基準を超えているため問題があるとする環境基準があることを覚えておいた方がよい。

#### P 8 生活排水について

3行目の「下水道の計画区域以外で」について、平成14年に出した建設省と当時の厚生労働省（現環境省）と総務省の共同通知では「下水道の計画区域内でも合併処理浄化槽を設置してもよい」とある。そのため、計画区域以外というのは本来おかしい。下水道より合併処理浄化槽の方が費用対効果は大きいということがわかり、この共同通知が出された。山梨県では山梨県生活排水処理基本構想の素案を作成中という話を聞いた。市でも上下水道局と相談しながら、基礎データを県へ送っている。

#### P 1 1 特定施設設置状況について

表の下の部分に、山梨県生活環境の保全に関する条例（騒音）の欄を追加した。条例に基づいて、南アルプス市は届出を受けているので、今回からこの欄を設けている。表の騒音規制法の2空気圧縮機及び送風機と振動規制法の2圧縮機は書き方が異なるが同じものである。しかし、昨年12月に振動規制法が改正されたことで、同じものではなくなった。全国の8～9割の圧縮機がスクリーンプレッサーであるが、これは改正により振動規制法の対象外となった。事務局にはこの数を見直して、対象と対象外になるものを分けた方がよいと伝えた。この表の数はまだ直し切れていないので、直すことを前提に話をしている。

副会長：P 4 自動車騒音の要請限度にある区域と道路に面する地域に係る環境基準にある地域の違いと、アルファベットの小文字と大文字の違いは何か。

会長：特別に区域だから、地域だからという違いはない。法律にこのように書いてあるからである。わかりやすくいうと、騒音規制法は第 4 条に地域を指定する・区域を区分する、と書いている。南アルプス市であれば、甲西から白根まで騒音規制を指定している全体の範囲を地域という。その地域をさらに、1 種・2 種・3 種と分けている範囲を区域という。地域と区域は整合していない。

委員：P 8 生活排水について  
3 行目の「下水道の計画区域以外で」というのは、下水道の計画区域以外で浄化槽を設置する場合は、市で補助金を出すということが言いたいということでしょうか。

会長：そこは今考えている。この前市には共同通知が出ている話をした。第 2 回目の山梨県生活排水処理基本構想を作ったときに内容を変えたが、あまり動いていないので今後どうするか検討する。

委員：市の補助金要綱も変更する可能性があるということか。

会長：そうなる。

課長：そのとおりである。現状下水道の計画区域内については、市から補助金を出していない。県外の市町村においては、下水道の計画区域内においても、市単独で補助金を出しているところもある。ほとんどの市町村は下水道の計画区域外のみ補助金を出しており、国も県もそのようにしているが、下水道の計画区域内にも補助金を出しているところもあるので、今後研究していきたい。

会長：下水道計画は、円や丸で囲われた範囲内を対象として作った。そのため例えば、部落から 2 km 離れた 1～2 軒の家屋も下水道計画内ということで、下水道を布設しても、1～2 軒しかないため下水道の事業が進むことにはならない。それであれば、下水道よりも合併浄化槽を設置する方が河川の浄化という意味ではより効果があるのではないか。南アルプス市も検討した方がいい。

・ P 2 1～P 2 2 ごみ減量担当リーダー：資料により説明

会長：P 2 0 し尿及び浄化槽汚泥処理量について

生し尿の合計量が、令和3年度に比べ令和4年度は3分の1に減っているのは、合併処理浄化槽の設置が増えたことと下水道が整備されたためである。生し尿は昔でいう汲み取り便所から出るものであるため、単純に汲み取り便所が減ったということになる。

- ・ P 2 3 ~ P 3 0 (犬に関すること、地球温暖化対策について) 環境保全・自然エネルギー担当リーダー：資料により説明

会 長：P 2 3 犬等に関することについて

狂犬病の予防注射の実施率は毎年約80%でなかなか上がらないが、100%になるよう普及啓発を進めていくことが必要である。猫不妊・去勢手術費補助金については、昨年度から始まった新しい事業であり、頭の片隅に入れておいてもらいたい。

委 員：P 2 9 年度別の総発電量とCO2削減量について

右側のCO2削減量のR4の棒グラフが誤っている。

リーダー：申し訳ない。訂正する。

会 長：P 2 7 PPP (官民連携)による太陽光発電システム導入について

売電価格が下がっているため、15年間で売電収入を回収できるのか疑わしい。市で検討した方がよい。

P 2 9 年度別の総発電量とCO2削減量について

金山沢川水力発電所については、左側の発電量の棒グラフによるとH22年度に比べてR4年度は総発電量が半減している。施設の老朽化や、枯れ葉がダムに入り込んでしまいうまく排水できないことで、発電量が減ってきている。2020年に市の第2次環境基本計画を作った際に、金山沢川水力発電所については、削除した方がよいのではないかという意見が環境審議委員よりあった。しかし、最近の新聞の「わたしも言いたい」という欄に、発電所のことが書かれていることがある。市のPRの一つとして、第2次環境基本計画にも入れさせてもらった。ただ、残念ながら施設の老朽化が進んでいるため、発電量が減ってきていることを覚えておいていただきたい。

質疑応答は終了

(2) 一般廃棄物処理基本計画について

課 長：この一般廃棄物処理基本計画は、10年で更新するごみ処理等の計画で廃棄物

の排出量や再生利用等の数値目標を掲げ、こうした目標を達成していくために、市民・事業者・行政等の各主体が取り組むべき具体的な行動目標を掲げ、廃棄物等の発生抑制に向けた取り組みを調査していく計画になる。現在第2次一般廃棄物処理基本計画が方針にあり、平成26年度から令和5年度の計画となっている。令和6年度からは、第3次一般廃棄物処理基本計画となる。今年度で第2次が終了するので、今年度中に第3次を策定することになる。ついては、環境審議委員のみなさまに第3次の内容を審議していただきたい。今年の11月あるいは12月に第2回目環境審議会を予定しているため、その際に第3次を示し、審議していただきたい。今後計画を策定するにあたり、審議委員のみなさまの中から専門部会を作るため、立ち上げにご協力いただきたい。専門部会の委員の選出については、会長と事務局の一任となることをお願いしたい。

会長：課長が言うように、一般廃棄物処理基本計画は平成26年2月に作られ、その年の4月から動き出したものである。計画を作る際に、市長から指名いただいて答申をさせてもらった。その間、総会や審議会を開き、平成26年2月に市長へ計画を示した。また、2020年に第2次環境基本計画を作った際に、4～5人で構成される専門部会に原案を作ってもらい、この原案をたたいて、環境審議会で審議した。そのため、第3次一般廃棄物処理基本計画についても、12月中旬～下旬に行われる第2回環境審議会でも審議委員のみなさまに内容をチェックしていただきたい。そのあとパブリックコメントにかけるのに約1か月かかる。第2次環境基本計画を作成する際も、パブリックコメントにかけ、4名の方から質問や意見があった。このようなスケジュールから、来年の2月末～3月には第3次一般廃棄物処理基本計画を策定しなければならない。専門部会で原案を作り、第2回環境審議会でも原案を示し、審議していただきたい。専門部会の選任については、一任となるが、選ばれた方はご協力いただきたい。

### (3) その他（ルネサスエレクトロニクスについて）

リーダー：ルネサスエレクトロニクス(株)が10年前に事業を終了していたが、事業を再開させることとなった。工場からの排水については、釜無川へ排水することになっており、今年1月、概要説明のために来庁したが、その後状況は大きく変わったため、再度会社の方を市へ呼び、状況の確認を会長とともにやる。第2回環境審議会の際に、どのような状況であるかを説明する。

会長：今日の山梨日日新聞にルネサスエレクトロニクス(株)が来年4月に操業を開始するという記事が出ていた。地元の従業員を100～140人雇用する。今年1月に市へ説明に来た際は、排水量は3,000t以上とっており、これでは県の指定工場に該当するものであった。しかしよく確認すると、資料が平成30年のものであった。県へ確認したところ、今年6月19日にルネサスエレクトロニク

ス㈱から水質汚濁防止法の届出がされており、排水量は2669tとあった。これでは県の指定工場には該当しないため、水質汚濁防止法の対象になる。ただ、3,000t近くの排水量があるので、我々も注目しなくてはならない。今年1月のデータに誤りがあったため、近いうちにルネサスエレクトロニクス㈱が市へ来ていただき、具体的な説明をしてもらいたい。また、17人槽の浄化槽を使用するため、当初従業員は40人と考えていたが、新聞によると最大140人とあるため、整合性が取れない。県への届出上は、今年10月に機械を設置し、来年3月に施設の操業を開始する。近いうちに市がヒアリングして、第2回環境審議会のときに、ルネサスエレクトロニクス㈱の排水の工程や基準値などを説明する。

課 長：地球温暖化対策の取り組みについては、県も力を入れていて、水素事業に取り組む米倉山へ視察に行った。それと同時に市町村としては、甲斐市が脱炭素社会推進室を設置し、脱炭素先行地域に認定された。国の補助金を受けながら2030年までにカーボンニュートラルを目指している。また、今日の新聞には北杜市が電力会社を創ることと、公共施設の屋根に事業者が太陽光発電設備を乗せて発電した電力を電力会社が買い取り、小さい公共施設に電力を供給するPPA方式を取り入れるという記事があった。どこの市町村も脱炭素に力を入れている。本市はまだそこまでいっていないため、今後進めていくにあたり協力をお願いしたい。

## 9) 閉会

副会長あいさつ

外は大変気温が高いため、気を付けて帰ってもらいたい。審議会を閉会する。